

参議院災害対策特別委員会会議録第二号

昭和五十年十月二十日(月曜日)
午後三時四十分開会

委員の異動

十月二十日

辞任

園田 清光君
佐藤 隆君

補欠選任

青井 政美君
大島 友治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

和田 静夫君

委員

上田 稔君
高田 浩運君
青木 新次君
藤原 房雄君
神谷信之助君

青井 政美君
大島 友治君
上條 勝久君
川野辺 静君
古賀雷四郎君
寺本 広作君
松本 英一君
春日 正一君
柄谷 道一君

國務大臣

農林大臣

安倍晋太郎君

政府委員

国土庁長官官房
審議官

紀壁 孝典君

農林政務次官 河本嘉久蔵君
農林大臣官房審議官 杉山 克己君
農林省農林経済局長 吉岡 裕君
農林省構造改善局長 岡安 誠君
農林省農畜園芸局長 澤邊 守君
食糧庁長官 大河原太一郎君
通商産業政務次官 嶋崎 均君
中小企業庁計画部長 織田 季明君

事務局側

常任委員会専門員

村田 育二君

説明員

厚生省社会局施設課長 水田 努君
農林省農林経済局金融課長 若林 正俊君
中小企業庁計画部金融課長 安田 佳三君
建設省住宅局住宅総務課長 吉田 公二君

本日の会議に付した案件

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(和田静夫君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

めの特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。安倍農林大臣。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

天災融資法は、昭和三十年に制定されて以来、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に大きな役割を果たしてきております。その間、農林漁業経営の動向に即応し、天災による被害農林漁業者等の経営の安定に資するよう、前回の昭和四十六年の改正に至るまで、数度にわたる改正が行われてまいりました。

しかしながら、最近における農林漁業経営の推移に伴い、現行の貸付限度額では、農林漁業者が災害時に必要とする経営資金等の需要に対して、必ずしも十分に対応し得ているとはいえない面も生じてきております。特に、本年八月には、集中豪雨、台風五号及び六号により、各地で農林漁業経営等に大きな被害が発生し、これら被害農林漁業者等の需要に十分対応した資金の融通が要請されております。

一方、昭和三十七年に制定された激甚災害法におきましても、農林漁業者、中小企業者等の最近における経営の動向及び経済規模の拡大等からみて、同法に基づく被害農林漁業者、被害中小企業者等に対する貸付限度額の引き上げが必要となっております。

以上の観点から、農林漁業者、中小企業者等の災害による資金需要の増大に対処するため、これらの者に貸し付けられる資金に係る貸付限度額の引き上げを内容とする法律案を提出することとした次第であります。

次に、法律案の主要な内容について御説明いたします。

まず、天災融資法の改正であります。第一点は、被害農林漁業者に貸し付けられる経営資金の貸付限度額の引き上げであります。すなわち、従来、都府県にあっては四十万円、北海道にあっては七十万円、政令で定める資金の場合には五十万円、漁具の購入資金の場合には一千万円と定められていた貸付限度額を、いずれも二倍に引き上げることとし、それぞれ八十万円、百四十万円、二千万円、二千万円とすることとあります。

第二点は、被害を受けた農林協同組合、森林組合、水産業協同組合等に貸し付けられる事業資金の貸付限度額の引き上げであります。すなわち、従来、単位組合にあっては五百万円、連合会にあっては一千万円と定められていた貸付限度額を、いずれも二倍に引き上げることとし、それぞれ一千万円、二千万円とすることとあります。

次に激甚災害法の改正であります。その第一点は、激甚災害における天災融資法の特例措置に関する規定を改め、激甚災害の場合の経営資金及び事業資金の貸付限度額について、いずれも従来の二倍に引き上げることとし、経営資金につき、都府県にあっては百万円、北海道にあっては百六十万円、政令で定める資金の場合には二百四十万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は一千万円、漁具の購入資金の場合には二千万円とし、事業資金につき、単位組合にあっては二千万円、連合会にあっては三千万円とすることとあります。

第二点は、中小企業者等に対する資金の融通に関する規定を改め、従来、激甚災害を受けた中小企業者については二百万円、協業組合及び中小企

業等協同組合その他の団体については六百万円と定められている貸付限度額を、いずれも二倍に引き上げることとし、それぞれ四百万円、一千二百万円とすることであります。

なお、経過措置といたしまして、この法律の施行前に災害資金の融通措置を講ずべく指定された天災及び災害につきましては、なお、従前の例によることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその主要内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(和田静夫君) これより質疑に入りま

す。質疑のある方は順次御発言願います。

○上田稔君 天災融資法につきましては、昭和三十年に制定されましたが、経営資金の融資を通じて被害農家の再生産の確保に大きな役割りを果たしてきたと思っておりますが、前回においてこの天災融資法が改正されたのは昭和四十六年であったと思っておりますが、今回はその貸付限度額を二倍に引き上げようとしておられるのでありますけれども、その根拠がどういふふうになっておられるのか、また、それによって農家の資金需要に十分こたえられるものであるかどうか、その点をまず御質問をいたしたいと思

○政府委員(吉岡裕君) 今回貸付資金枠の約倍の引き上げをお願いをいたしておるわけでありまして、この天災融資法によります貸付枠の考え方といたしましては、まず農家が災害によって農作物の減収を来たしまして、そのために農業収入が減るといふことがございまして、翌年の再生産に必要な現金経営費が不足をする状態になり、これを自分を持つております貯蓄でございまして、他の収入で賄い得ないというふうな状況になりまして、低利な融資をすることによりましてその経営の継続を援助しようというふうな趣旨でございまして、したがって、そういう観点から貸付限度額というものを定めてまい

るわけでございますが、その際にやはり農家経済の動向、特に生産のための現金経営費というものがどの程度であるかということとを基本的な尺度にいたしまして、現在、先ほど先生からお話のございましたように、四十六年の法律改正当時のそういう現金経営費の状況を前提にいたしまして現在の枠が決まっておりますわけでございまして、その後農家経済の動向を見ますと、この現金経営費というものが最近では約倍程度に農家経済上大きくなっております。したがって、今回はこのよう

な農家経済の状況に対応いたしまして、貸付限度を二倍にしようというのを考えておるわけでございまして、このような貸付限度枠を設けることによりまして、被害を受けた農家の資金需要に十分対処できるであろうというふうに私どもとしては考えておる次第でございまして、

○上田稔君 ただいまのその現金経営費というのは、何かこれは根拠になるものがありますものでございまいしょうか。

○政府委員(吉岡裕君) 農林省の統計情報部におきまして農家経済調査というものを、全国の農家からサンプルをとりまして毎年調査をいたしておりますが、この農家経済調査によります農業経営の現金部分というものを私どもは基本指標として使っておりますのでございまして。

○上田稔君 その調査は何月に出るんですか。

○政府委員(吉岡裕君) 会計年度、つまり毎年四月から三月の期間をとりまして一年度といたしまして、毎年調査をいたしております。最近時点では、昭和四十九年度の農家経済の調査結果というものの速報が最近出ております。

○上田稔君 この天災融資法による資金であるとか、そのほか農業はいろいろ資金関係を援助をいたしていただいておりますが、見ていただいておりますのでございまして、この資金関係というものをちょっと教えていただきたいと思

○政府委員(吉岡裕君) いま先生お話しのとおり、農業というのは非常に自然な条件に影響を受けやすくございまして、また、経営規模といた

しまして、いわば中小経営規模に属するような企業形態でございまして、いわば非常にそのような災害に対する抵抗力が弱いという宿命を持っておりますわけでございまして、したがって、いろいろな面から、これら農業経営が受けます特に災害に對しまして、措置を準備をいたされておるわけでありまして、特に金融面について、この災害対策を御説明いたしますと、まず経営資金、大きく分けまして災害を受けた農家が必要といたします金融としましては、先ほど申し上げましたような経営資金とさらに農家が持つております施設に對する損害があった場合の施設資金をどうするか、こういう二つのタイプに分かれようかと思

わけでございます。

まず、経営資金の方でございますが、これは先ほど申し上げました天災資金、それから今回御審議を願っておりますわけでございまして、この天災資金とさらに自作農維持資金というのがあると思

す。それから施設資金、災害を受けた施設に對する金融といたしましては、農林公庫の施設災害復旧資金というものがございまして、天災資金につきましては、先ほど申し上げましたように、経営資金に對する援助でございますし、その内容といたしましては、主として肥料とか、農薬とか、えさといったような資材の購入資金というものを主にいたしておるわけでござい

ます。それから自作農維持資金でございますが、これはいわば自作農が被害を受けて、その経営を維持するために農地を手放さなければならぬというふうな状況になりました場合に、そういう農家に對して特に資金の使途を限定をいたしません

が、主として経営の維持のために使われる資金として自作農維持資金というものをしております。これは農林漁業金融公庫から貸し付けるものでございまして、この考え方としましては、まず被害農家の必要な資金としては、まず天災融資法によります経営資金を優先をいたして考えまして、さらにその後の状況として過去の負債の多い少ないという状況あるいは被害の程度といったような

ものから、農家経済の再建に非常に長期に必要とするような資金というものを自作農維持資金というところで貸し付けるわけでござい

ます。以上がいわば経営的な資金でござい

ますが、最後に、農業施設に災害を受けた際の復旧資金といたしましては、農林漁業金融公庫から施設復旧資金というものを貸し付ける道が開かれておるわけでござい

ます。

○上田稔君 農業関係につきましては、いろいろとそういう金融面におきまして手当てをいた

だいておりますのでありますが、農業者にとりましてはこういうものをうまくかみ合

わしていただくことが非常に必要ではな

らうかと思っております。そのほか近代化資金というものがたしかあったと思

うのでありますが、そういうものが壊れた、災害を受けた場合におきまして、や

はり別のところにも一つつくらなければい

けないというふうなこともござい

ますし、近代化資金なんかもこれに關係してくるんじやないかと思

います。そういうものをかみ合

わしていただくことが非常に必要ではな

らうかと思っております。二倍に上げていただきましたが、他の資金につ

きましてもうい

ったような面を十分お考えをいた

だいて農林省の方ではひとつ御検討をいた

したいと思

う次第でござい

ます。お願いを申し上げま

○青木新次君 青木であります。天災融資法の融資枠が倍に拡大されたということについては、大変これは結構なことだと思

っておりますが、この天災資金、この金融制度の仕

組みについて概略御説明願いたいと思

います。○説明員(若林正俊君) 制度の仕組みでござい

ますので、私から御説明いたします。

天災融資制度は、融資をします機関は農業協同

組合等の協同組合が中心になります金融機関で

ござ

ざいます。この金融機関が組合員であります農家等の被害に対して災害資金を融通するというのが骨格にいたしますが、何ぶん災害を受けた農家でございまして、受信用力が乏しいというところから、市町村がこの受信用力の乏しい農家に対しては損失補償をいたします。さらに金利につきましても、市町村がこの金利を低下すべく利子補給をいたします。この地元での対応を基礎にいたしまして、この損失補償及び利子補給につきましても、国、県、これが助成措置を講ずる、こういう仕組みででき上がつている制度でございます。

○青木新次君 天災融資法によるところの災害資金の貸し付け対象は、たとえば被害農業者あるいはまた被害漁業者、林業者によって大分違うと思うのでありますけれども、その基準についてひとつ説明してください。

○説明員(若林正俊君) 天災融資法におきます個別の農林漁業者への対象は、農業、漁業、林業を主として営んでおります個人の経営者、あるいはこれらの人々たちによって構成をいたしております農林漁業の生産法人でございます。それぞれの農業者が被害を受けた場合には、被害の程度に応じましてそれぞれの金利、償還、貸し付けの条件が異なっておりますが、被害農林漁業者は当該作物において三割以上の被害を受けた場合であつて、年間の所得において一割以上の損失を受けた人を対象にいたしております。

○青木新次君 林業者は。

○説明員(若林正俊君) 同じ考え方方で対応いたしておりますが、若干、施設の災害につきましても被害の程度を引き上げておりました。林業者につきましても、被害を受けた時点の価額の半分以上の損失があつた場合、被害農業者につきましても、被害時点の価額の半分以上の損失を受けました場合に施設の点については対象にいたしておりますが、そのことが所得の面では農業者と同じように一割以上の所得損失で対象にすることにいたしております。

○青木新次君 今回の改正によって、天災融資法と

激甚法に基づくところの融資の枠が倍になったわけでありまして、たとえば今回の経営資金の増枠の分をとつても、天災融資法のもとで八十万円、それから激甚法の指定を受けて百万円ということなのでありますけれども、激甚法に指定した場合には、相当その環境も荒れていてわけでありまして、もつと増枠の措置が講ぜられてはいるべきだと思つておりますが、当局はどう考えますか。

○政府委員(吉岡裕君) 先ほど御説明を申し上げましたように、この資金枠の考え方としては、農家経済の現金経営部分を賄えるようにというふうなことで考えておるわけでございまして、御承知のように、被害の程度にはいろいろな被害の程度があるわけでございまして、この激甚指定の場合の考え方といたしましては、いわば全損的な被害を受けた場合においてもこれをおおむねカバーし得るというふうな考え方であつて、激甚被害の場合には農家経済の再生産確保という観点からは対応し得るのではなからうかというふうな思つておるわけでございまして。

○青木新次君 天災融資法の適用になつても、個々の農家の場合については、現在借金を抱えておつてとてもこれを借りるわけにいかないというふうな非常に悲惨な農家があると思つておりますが、それらの場合に対しては個々に、たとえば従来の関係等について何か手当てを、これを借りかえをしてやるのかどうかというふうな考え方というものはお持ちですか。

○政府委員(吉岡裕君) ただいま先生がお話になりましたような状況になる被害農家というものが相当あるかと思つておるわけでございまして、したがうな農家につきましても、既存の、すでに借りております貸付金の償還条件の緩和というふうなことが非常に必要なことになつておるわけでございまして、したがうな農家につきましても、農林漁業金融公庫資金等を借りております農家につきましても、その被害者

の実情あるいは被害程度というものにもよるわけでございますが、中間据え置き期間を設けるといふような条件緩和、その他の条件緩和が公庫はできることになつておりますし、また先ほどお話しのごいしました近代化資金につきましても、法令の範囲内で貸し付けをしております農協等が、そのような条件緩和ができるわけでございまして、この点、経済局長名をもちまして、九月十一日でございますが、既存の貸付金の償還条件の緩和措置でございまして、あるいはつなぎ資金対策について関係融資機関に対して、十分農家の状況に対応し得るようという指導をいたしておりますが、今後ともそのような農家が、資金を円滑に借りることができまうように指導をしてまいりたいというふうに思ひます。

○青木新次君 そこで私は八丈島の台風十三号の災害復旧の事情について聞いたわけであります。瞬間風速六十七・八メートルですが、玄関で戸を押さえておつても、すぐ屋根とすつて飛んでしまふというふうな状況がございました。しかもこの地域における農作物の被害は、特にこれは観葉植物が多いわけでありまして、これに従事する住民が多いだけに私は深刻だと思つております。これは天災融資法の対象となるでしょうか。

○政府委員(吉岡裕君) 天災融資法の発動条件は天災融資法にも決めてございまして、これは経済的に見まして、相当重大な損害が発生をしたような、そういう天災を一つ一つの天災として指定をいたすということになつておりました。先ほどお話しのごいしました八丈島については、被害額等から見まして、地域的には確かに相当な被害が出ておるといふふうに思はれますが、天災融資法の発動条件といたしましては不十分であるといふふうな考えられますので、その災害対策のために必要な融資その他の措置につきましては、別途の対策によって対応をいたす必要があつたといふふうな考えでございまして、私どももそのような方向で種々対策を講じてまいりたいと思ひます。

うに思つておるわけでございまして。

○青木新次君 これは国土庁の方に聞いた方がいと思つておりますが、公共災害が少なければ、いま局長のおっしゃつたように、なかなか天災融資法の対象というものは個人に対してはまことに厳しくなつてゐる。自力復興というもののついで原則というものがこれに貫いておるわけですが、したがうなものが個人災害がひどくても、天災融資法の適用対象にはならないというように解することができるといふの答弁を聞いて思つたのでありますけれども、もう少し、公共災害優先主義というよりも、個人災害等について救済する道についてどう考えていらつしやるかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(紀登孝典君) お答えいたします。ただいま御質問いただきました個人災害についてどういふふうな考えかというお考えのようにお聞き取りしたのでございまして、政府では先年来、個人災害につきましてもいろいろ御意見が政府部内にもあつたかつかつ議会のほうからいろいろ御意見を承りまして、二カ年にわたり総理府等で調査等もいたしたのでございまして、いろいろの意見が出たあげく、共済制度等も研究したのですが、それにもいろいろ意見があり、ついに弔慰金それから貸付金と、こういうので四十八年に一応の解決をさしていただいた、こういう経過をたどつておりますので、よろしく御了承いただきたいと思います。

○青木新次君 そうしますと、この八丈島の島民の居住の現況と応急仮設住宅の整備状況等についてはどうなつておりますか、お伺いしたいと思ひます。これは、建設省ですか。

○説明員(水田努君) 先般八丈島の町長にもお会いいたしまして、私どももいたしましては、必要な応急仮設については、十分それにこたえるように対処してまいりたい、このように御返事を申し上げておるところでございまして、現在のところ私どもは、都庁を経由して応急仮設住宅については三十八戸の需要があるやに聞いております。

ので、これが確定しましたら十分に対応してまいりたい、このように考えております。

○青木新次君 住宅金融公庫の災害復興のための資金の貸し付けについて、貸し付けの条件なり貸し付けの資金枠はどうなっておりますか、お伺いたします。

○説明員(吉田公二君) 住宅金融公庫の災害の貸し付けにつきましては、一般の貸し付けのうちから、こうした特別のものに留保して、そのいわゆる特枠の融資と、それから災害貸し付けと申しまして一般の貸し付けよりも、貸付限度額でございまして、とか、据え置き期間でございまして、とか、そうしたいろいろな点で有利な条件の貸し付けと二通りございまして、従来この貸付条件というものが、貸し付けの対象の限定が非常に強い限定であったわけでございますが、本年の災害の多発の状況、それぞれのケースにおきまして復興についてのいろいろの御要請を受けまして、建設省ではことしの九月に住宅金融公庫法の施行規則の改正を行いまし、大幅に災害救助法の発動された災害につきましては、原則として災害貸し付けをするということに踏み切りましたので、八丈島の場合私ども聞いている範囲では、全壊家屋三百二十九、半壊四百九十等の報告を受けているわけでございまして、これらにつきましては希望する方につきましては、すべて災害貸し付けという資金で、希望する方すべてに融資をするということに決めて、公庫に具体的の手続について指導しておるところでございます。

○青木新次君 この激甚災の指定の関係でちょっとお伺いしたいんですが、激甚災を指定されるという一つの基準は、全国的な大規模災害、局地的な災害と二つに分けられておりますけれども、付近の住民感情としては、こんなに全面的に厳しいけれども、その地方公共団体の標準税収入との関係でこれは切られてしまうというような場合が非常にあったりして、非常に問題が大きくなっているところもあるわけですが、激甚災を指定する場合の基準について簡単にひとつ説明してください。

明してください。

○政府委員(紀登孝典君) お答えいたします。御存じいただいておきますように、激甚災害を受けた場合には、いま御質問いただきました趣旨は、地方公共団体の財政が非常に急激な被害をこうむるから救済してまいると、こういう形で激甚災害に対処するための法律ができたわけでございまして、その特定地方公共団体は標準税落ちるといいますのが法律に書いております特定地方公共団体。都道府県で申しますと標準税収入の二〇%、それから市町村で申しますと標準税収入の一〇%と、こういうふうな形で法律でお決めいただいて、それで特定地方公共団体を指定していくと、こういう手続をわれわれさせていただいておるわけでございます。

○青木新次君 被害額が標準税収入の二〇%というところについては、非常に厳しい基準だと思ひになりますか。

○政府委員(紀登孝典君) これは先ほどの激甚災害をどういうふうにかえていくかというふうな考え方によるかとも思ひますが、当時お決めいただきました法律の趣旨から申しますと、国民経済に相当の打撃を与えたいと、それから、そういうふうな場合に対処するために、そういう思想のもとに当時二〇%、一〇%が議論されたのだらうと、こういうふうなことも私も先人から聞かされておるわけでございます。

○青木新次君 将来の課題として、いま申し上げましたように、激甚災の指定基準を緩和する、それから天災融資法の関係等については、激甚災の指定になった場合においては農民並びに漁民、林業者等の農業関係者、農林関係者に対する貸付枠の拡大等についてこれからひとつ検討してもらいたいということを強く要望いたしまして私の質問を終わります。

○藤原房雄君 本日の質疑は、天災融資法の融資枠を倍にするというわけでありまして、このことについては時宜を得たといえますか、遅きに失した面もあるかもしれませんが、実際、被害を受

けた農家の方々にとりましては、長い間待望しておったのだと思ひます。このことについては私も異議をささむものではないと思ひますが、それに関連いたしまして、この激甚災の指定とかまた融資のあり方等について若干御質問をしたいと思ひのであります。

いまいろいろ議論がございましたが、激甚災害法の指定を受けるということになりますと天災融資法、特に激甚災害法、公共事業、また農家を経営なさっておる方、それぞれの立場立場でこの災害を受けた方々に対しての措置がとられておるわけでありまして、何といひましても現在このように非常に物価高の中での不況という地方自治体におきましては、また大変な地方財政の逼迫した状況の中にあると、本当にわれわれもすがるといいますか、国に少しでもおんをもらいたい、こういう気持ちの強いのはよくおわかりのことだと思ひますが、ことしも台風の数、少なかつたとは言ひながら、やはり大きい被害をあたへちました。五号、六号台風、これが北海道の石狩、高知を初めといたしまして東北地方、北海道に大きな被害をもたらしたわけでありまして、この五号、六号台風の後に、九月の四日から九日にわたって秋雨前線の停滞により被害というものが、一週間かそこら足らずの間にあつたわけでありまして、市町村といったしましても、また被害農家といったしましても、また中小企業者にいたしましても、こういう経済情勢の中にあつたから、現在のある法律の中で天災融資法と激甚災害法の適用を受けて、少しでも復興を早くしたい、また国にはとんと融資をしてもらいたい、こういう気持ちのあるのはこれは当然のことだと思ひます。五号、六号台風につきましては、この激甚災の指定については、非常に大きな被害があつたことは、これはいろんな数字から言つてはつきりしておるわけでありまして、九月の初旬にありまして四日から九日にわたります北海道の西部地方、中央部、ここにおきまして秋雨前線の停滞による被害については、どうもこの激甚

災の指定の中に入るかどうかが非常に危ふまれているという、こういうことを聞き及んでおるわけですが、この間のことについて御説明をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(紀登孝典君) お答えいたします。

いま先生からお聞きしました事情は、地元の方からいひ早くいろいろそういう御意見を承り、私の方の国土庁長官の方へもおいでいただきました、つづきに五号、六号と現地から見たいいろいろの、その同じ場所がまたやられておるといふふうなお話等もお聞きいたしました、それを踏まえまして、現行われわれに与えられておられます制度の中で、どういふふうな運用するかというのを、各省お集まりいただいて、いろいろ協議をしたのでございまして、いまの制度では、一つの災害という主として気象上の条件から申しまして、北海道の秋雨前線の被害は、激甚災害として指定することができなくなつたわけでありまして、そういうことも踏まえまして、以後これからまだ局地激甚の指定という作業も残っておりますし、それから特にそういう事情も踏まえまして、私の方の大臣から政令制定の閣議の折に、特に各省大臣の方ででき得ます財政金融上の措置はひとつよろしく講じていただきたいというふうな御発言もしていただいて、ただいままで作業が進んでおるのが実情でございます。よろしくお願ひいたします。

○藤原房雄君 一つの災害ということですから、台風によるんじゃない、その後、日にちを置いてあつたということですから、しかしこの六号台風の影響、相当な雨をもたらした、地盤が緩み、そういう中でまだ十分に復興しないところ、この秋雨前線の被害があつたという、こういう地域もございまして、いまお話を承りましたように、被害も重なつたところも現実あるわけで、また被害総額も、地元といたしましては決して少ない被害ではない、こういうことで地元から強い要望が出ておるわけでありまして、それは十分御存じのこととは思ひますが、その点のことについて

も、いろんな角度から御検討なさったようでございますが、この激甚指定というものを地元が強く望むのは、やはりこの激甚の指定になりますと、いわば大きな綱がかぶって、その中でいろんな配慮がなされるわけでありすけれども、別の金融措置とか何かということになりますと、やはり綱から漏れる方々が出てくるという、こういうことを心配するわけなんです、できるだけ激甚災か何らかの大枠でこの被害を受けた地域の人たちの希望に漏れなく沿えるような融資制度や、またその復興のための措置のとれるように、個人の農家にいたしましても、また地方自治体にいたしましても、こういう経済状態の中にあるわけでありすので、当局としましても、特段の御配慮をぜひひとつしていただきたいと、こう思うわけでありす。その点についてはよろしゅうございますか、まあさっきお話あったけれども。

○政府委員(紀延孝典君) 先ほども申しましたとおり、各省につきましては国土庁長官からも特に財政金融面の措置でできる限りのことはしていただきたというのを御発言していただいておりますので、各省でそういうふうなお考えで進めていただけるものと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

○藤原房雄君 それから今度二倍ということ、われわれはそれは結構なことでしょうというふうになつていたわけでありす、これも被害を受けた方々につきましては、長い間望んでおつたことであります。非常な狂乱物価の後でもございすし、まあ一日も早くこの融資枠を拡大してもらいたいという、今回そのときが来たわけでございますが、多いにこしたことはないわけで、その実情にはよるわけですが、必ずしも三倍にしろ、四倍にしろ、そういう倍率だけを私は言うわけじゃ決してありませんけれども、このたび二倍にするというには、それ相当の算定の基準があつて二倍になつたことだと思ふのでありますが、一昨年の狂乱物価を経まして諸物価の大きな高騰の中で今回二倍にしたという、ほんとうならば三倍

ぐらいでもよかつたのかもしれない、これは二倍にしたということについての算定なさつたお考えの基準はどこにあつたのかということ、先ほど先議員のお話にございましたが、この天災融資法とそれから激甚法の指定になりまして、融資枠そのものは八十万と百万、あまり差はないわけでありすけれども、これはまああはかの部門につきましては地方公共団体のいろんな被害復旧につきましては、いろんな差があるんですが、農家の方々については、激甚法の指定を受けても二十万多くなるといふことになつてゐるわけですね。また利息につきましても天災融資法で特別地域になれば三歩というところもございす。この激甚というのとは相当、いまま冒頭に申し上げたように、一つの災害といふことで、台風の後に来たやつだからそれは激甚災に入らぬぞ、こういうことで非常に厳しい条件がある。そのほか国民経済に大きな影響を及ぼす云々と、法に基づいての条件があるわけですが、こういう激甚の指定を受けても、農家を実際なさつていらつしやる方が受ける融資にも激甚と天災融資法ではあまり差がなかつたり、利息の上においてもあまり優遇といたすか、非常にひどい条件の被害を受けておる方々に対してのことですから、もう少しこの融資枠の上においてもまあ大きく被害を受けた方には見る方法、それは農家農家によつていろんな方がいらつしやるから、おれはそんなに要らぬという方もいらつしやるかもしれないけれども、被害の大きい方についてはやはりこういう人たちが立ち直つていけるような枠を拡大するとか、利率の上において少しめんどうを見る、こういうことで天災融資法と激甚災との間にも同じ被害を受けた方々ではありますけれども、相当な、この被害を受けた方々に対する激甚法の指定を受けた方については、もう少し考慮をすべきではなかつたかというふうにご考慮をされてありますけれども、この二点、ちょっとお伺ひいたします。

○政府委員(吉岡裕君) 先ほどもちよつと申し上げた次第でございますが、昭和四十六年に前回の

天災融資法の貸付枠の改正をいたしました。そのときも同様な考え方でございますが、まあ天災を受けた農家が翌期の再生産を続けてまいりましたために必要といたします現金経営費というものをどう低利の融資で見たいかというものがこの天災融資法の融資の考え方でございます。したがいまして対象といたしておりますのは主として資材の購入費等をその貸し付けの内容としておるわけでございますが、この四十六年当時の農家経済調査によりまして農家の平均現金経営費というのが最近の四十九年度の農家経済調査によつて見ますと、ほぼ倍の規模になつておるわけでございます。したがいまして、私どもといたしましては以上申し上げましたような考え方によりましてこの融資枠をおおむね倍程度にすれば農家の現金経営費分はカバーできるであらうというふうにご考慮をいたして、今回の枠の拡大をお願いをいたしておるわけでございます。

第二点との関係でございますが、この被害程度にもいろいろ農家によつてあるわけでございます。非常に軽度の被害から非常に大きな全損の被害にまで及ぶいろいろな被害の程度があるわけでございますが、この激甚災の場合の融資枠の加算部分を考えました際に、今回の改正で大体先ほど申し上げました農家経済調査から見ました現金経営費についてはほぼ全損的な状況になつてもおむねカバーできるというふうにご考慮をいたしておるわけでありまして、そういう観点から、今回の通常の天災状況のもとにおきます枠及び激甚災害の場合の枠の考え方を決めた次第でございます。

○藤原房雄君 この天災融資法については現実被害を受けていらつしやる方々がいらつしやるわけなので、一日も早くということで過日は衆議院で、また本日は参議院で、本来ならばこの災害の問題につきましてはいろんな角度から論議しなければならぬわけでありす、このたびのこの法案を早く被害を受けた方々のために成立させなければならぬと、こういうことで私もいま審議をしておるわけでありす、これが成立をいたしま

したら直ちにこの法律を発動して、そして処置をする、そういう準備につきましては――準備といひますか、手だてにつきましてはこれは事務当局としては十分になつていらつしやることだと思ふんですが、確認の意味でお伺ひしたいと思ふんです。

それから、いままでの実績を見ますと大体わかるんですが、ことしはこういう被害を受けておる年でもございすので、大きな被害を受けておる年でも、個別に融資枠が倍になるといふこととございす、それに対しては融資の枠といふものが、それに対する政府のお金の準備といひますか、それに対処する体制といふものができておるのかどうか、法律はできたけれどもなかなか物事が進まぬという、こんなことのないような処置をとつておることを私は確信しておりますけれども、確認の意味でちよつとお伺ひしたいと思ひます。その辺の事情をちよつと御説明ください。

○政府委員(吉岡裕君) この法律の改正の御審議を願つておりますが、これが国会の方で成立をさせていただきますならば、その法律の公布施行日の直後にできるだけ早く施行のための政令を出さしていただまして、融資を待つております農民に對しまして十分早く資金措置ができますように、準備をいろいろと関係各省等の間あるいは都道府県等の間で現在進めておるところでございます。

なお、必要な融資枠につきましては地方からの積み上げの要請、あるいは全国的な統計情報部の方の被害情報、結果等によりまして資金融資枠というものを考えまして、そういう要請に關係各省との調整も経ながらできるだけ沿えるようにというところで私どもは融資枠を確保したいというふうにご考慮をしておるわけでございます。

○藤原房雄君 実際被害を受けた方々につきましては、もう寒さも迎えていらつしやるわけでございますので、明年の計画なり、早期にいなさるならぬというところで待ち望んでおる方々もたくさんいらつしやるわけですが、ただいま十分に早くという話

ための運送費とか、飼料がいま高いということで大変な経営危機を招いているわけですが、

そういうことに対する処置とか、これは前の災害対策特別委員会でも、私も北海道等における酪農、こういう酪農における牧草等についてもやはり共済のような形のものを考えなきゃならぬ、こういうことを提案したことがございましたけれども、

まあ米を中心として、稲作を中心としての共済制度というのはありますけれども、やはりその地域その地域には大きな範囲にわたって主産地のよう

な形になっているものもあるわけでありまして、漁業のように養殖というものが盛んになって、過

日はさほどでもなかったものが最近では大きくこれを、その地域としては大きな生産高を上げてお

るといふ、こういうものも出てきておるわけです。こういうことから、共済制度につきましても、対

象をさらに拡大するというところについても鋭意努力をしていかなきゃいかぬ、こういうことを前にも

申し上げたわけでありまして、この法案に直接には関係ないかもしれませんが、やはり被害を受けた立場の農家や漁業者という立場、また

中小業者という立場に立てば、何らかのそういう思いがけない天災の場合に処置する対策を講じて

もらいたい、こういう声が非常に大きいわけでありまして、いま申し上げた養殖漁業とか、また牧草

等、こういうような問題につきまして今日まで御検討なさっていらっしゃるようでございますし、た

ひとつ御説明いただきたいと思っております。○政府委員(吉岡裕君) 農業共済制度につきま

しては、今日までのところ米麦あるいは蚕繭、家畜、果樹というふうなものについては共済制度を本格

存じます。

○委員長(和田静夫君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、佐藤隆君及び園田清光君が委員を辞任され、その補欠として大島友治君及び青井政美君が選任されました。

○春日正一君 きょうは法案について聞いてくれ

という理事会の要請なんだけれども、法案についてい

えば、融資額を二倍に上げたということは一定の改善ということでは評価できるんですけども、

先ほど来問題になっております融資の発動条件、融資の対象、こういうものはさらに検討すべきもの

が残っているんじゃないかというふうに思っています。そこで、先ほど来の話もありますけれども、

融資の適用の条件として、法律には、国の経済に重大な影響を及ぼすような災害ということになって

いますから、そういうことになるとかなり大きなものということになると思っておりますけれども、

しかしいろいろお聞きしてみますと、政令で決まったかどうかというものでもないけれども、と

にかく現在では二県以上にまたがる災害と、そして被害の額が六十億以上というようなことをめど

にして適用しておるといふことなんですけれども、その根拠はどこにあるんですか。

るものであるというふうなことで運用をいたしてきておるわけでございます。

○春日正一君 言ったことがそのまま返ってきたようなもので、その根拠、六十億というふうな

うして決めたんだと、それ以下じゃどうしていけないんだという説明ですね、あるいは二県にまた

がらなきゃいけないんだと、そこを聞かしてもらいたいんです。

○政府委員(吉岡裕君) まずその天災を受けました際の農家等の被害の対策と申しますか、資金対

策等を含めての対策といたしましては、まずその範囲によつて農家が自力で自分の蓄え、貯金そ

他の収入によつて再建のきっかけをつかむということがまず基本であるかと思ひます。そうして

それでも及ばない場合には、そういう状況にありまます農家等の数がかなりあるということになりま

すと、市町村という自治体があることになりますと、市町村という自治体があることになりま

すと、市町村という自治体があることになりますと、市町村という自治体があることになりま

すと、市町村という自治体があることになりますと、市町村という自治体があることになりま

すと、市町村という自治体があることになりますと、市町村という自治体があることになりま

すと、市町村という自治体があることになりますと、市町村という自治体があることになりま

ようにべアで動いていくということで運用をいたしております。

○春日正一君 そうするとおかしなことになるのですよ。たとえば一つの県で百億以上の被害が出

たという場合に、二つの県で六十億といふ、一つの県では三十億出れば適用になるものが、一つ

の県だけで特殊な事情によつて百億以上の被害が出たという場合には、天災として適用されないとい

うようなことはきわめて不合理なことになるんじゃないですか。

○政府委員(吉岡裕君) いま私御説明申し上げましたのは、天災融資法発動の原則的な考え方として申し上げたわけでございますが、もちろんい

まお話しのようによつて天災によりまして受けた被害が非常に深刻であり、著しいかどうかという

うなことは、単に金額のみでは判断できない場合でございます。したがって、その天災の規模

とか、あるいは深度とか、あるいはその種類、それからその災害によつて受けた農林漁業者の

被害の程度といったようなことを総合的に判断をいたしまして天災融資法の実際の発動の可否が検

討されるというのが実情でございます。

○春日正一君 どうも正面から答えてくれていないのですがね。つまり二つべアでなければならぬという、べアにすれば六十億が、一つでは三十億

あればもう条件が整うわけです。ところが一定のそれは自然的な条件によつて一つの県だけで百億というような大きな被害を受けたと、個々の農家

ような程度の被害ということになりますと、大体二県以上にまたがって発生をするというのが通常の姿でございますので、そのような形で運用をいたしますすれば、大体災害の実態に対応できるのではないかとというのが私どもの考え方でございます。

○春日正一君 具体的に言いますけれども、こういう問題を私どもの方は相談を受けておるんですけれども、千葉県ではことし七月から九月まで大変な干ばつを受けた、被害は百億に上る、そこで天災融資法ということで申請をしたんですか、県当局として、ところが、一県だけだからだめだといつて却下されておるという事実があるんですわ。だから私はそれを聞いています。事実がある。二県にわたらぬでもその一県だけでそれだけあって、一県がお願いしますと言ってきたらどうしてくれるんだと、その点について次官もちょっとお答え願いたい。

○政府委員(河本嘉久蔵君) 春日先生の御質問、大変むずかしい問題でございますが、運用の問題でございますので、なかなかむずかしい問題で一つの課題を投げかけているように私は感ずる次第であります。

○春日正一君 じゃ、局長ひとつ答えてください。○説明員(若林正俊君) 千葉のお話でございますので、状況を御説明したいと思います。

おっしゃる通りに、千葉県を中心にいたしましたかなり深刻な干ばつ状況が出ておりますが、干ばつの特性といたしまして被害額は相当の額に達するわけでございますが、薄くて広いのが干ばつの特徴でございます。で、従来も四十八年干ばつも八百億というような被害が全国的に出ましたことがございますが、非常に薄い被害になっております。で、個別の農業者の資金需要への対応というのは一部が非常に深刻な干ばつと薄いというのが干ばつ被害の特徴でございます。天災融資法を発動いたしました場合においても、資金需要といいますが、具体的に貸してくれと、こう言っていますか、資金額が被害額に比べましてきわめて少

なくて、干ばつの場合には一%ぐらい、普通の災害ですと七、八%ぐらいというのが最近の実情でございます。千葉の点につきましては八街町を中心いたしました野菜地帯で相当深い被害が出ておりますことは承知いたしております。先般も八街町の町長さん初め富里の町長さん、議長さんからも実情を伺いましたところ、いろいろ伺いますと非常に深く被害を受けております方々への措置をいたしまして、天災融資法による天災資金は、御承知のように現金支出部分に限定をいたしておりますので、その償還期限は単なる経営資金でございますので、六年以内の償還期限になっております。それと先ほども御説明しましたように、地方自治体と国とが合わせて半分ずつの利子補給の負担をするという仕組みになっております。そこで、それらを御説明いたしましたところ、一方自作農維持資金というのがございます。自作農維持資金は五%の資金で、償還期限二十年という長期にわたってその負債を返済するということが可能でございます。自作農維持資金のことを十分御承知でありませんでしたので、その点御説明いたしましたところ、農家の資金需要に対応するには自作農維持資金が一番対応しやすいというお話がございました。そういう点も含めまして、資金需要として地元から積み上がったお金の具体的な資金需要がございまして、個別に御相談をして自作農維持資金で対応するという御説明をいたしましたところ、その方が実情に合っているというお話がございました。点々などを勘案いたしております。もちろん当方の運用基準といたしまして、二県以上にまたがるという基本的な考えはあったわけでございますが、ただいま局長が御説明いたしましたように、災害は単なる金額だけでも判断できるわけではございませんので、災害ごとによく事情は伺っております。千葉県の干ばつにつきましては、そういう事情から県とも現在話し合っておりますが、自作農維持資金の対応で、その方が果として望ましいと、こういう考えになっていくように感じしております。

○春日正一君 ちっとも片がつかないんですが、つまり、自作農維持資金の方が得だからと言われて、言われてみればそうだったと。それじゃあそうしましょうと取り下げたというものであつて、実際に一つの県で三十億以上あるいは五十億、百億というような被害があつた場合に適用しないというふうな基準に固執されるということとは不合理ではないかというふうに私は思うので

その点について、もう一つ今度は別な問題で聞きますけれども、八丈島の先ほど出た問題ですね。この被害というものは非常に深刻なもので、島としては、島の当局から出てきた資料を見ても、被害総額が四十億、これは基準財政需要額の数倍に及ぶ金額ですね。それから、農産物被害が五億九千万円。そして、昭和四十八年の農産物の全部の出荷額が八億ですから、これは相当大きな被害というふうに見えると思うのです。そういうふうな島、あの島自体として見れば、この法律に言っているように、国民経済に重大な影響を及ぼすというふうなことは、極端な言い方をすれば、あの島の経済全体が全滅したって、そういうふうな判断にはならぬと思ひますけれども、しかしあの島の住民にとつて見れば、そして島の農業にとつて見れば、今度の十三号台風による暴風被害というものは、きわめて大きな深刻な被害になっておるといふことなんですね。そうすると、そういう規模の小さいところでも、そのような深刻な被害が起きておるといふなら、そこにやはり天災融資法による融資というふうなもの適用されてしかるべきじゃないかという考えも出てくるわけですね。先ほどあなたは被害の実情と言った。そうして、千葉の場合は被害が大きいけれども、非常に広くて浅いと言われた。八丈の場合は、狭いけれども非常に深刻だということとは、これは否定できないと思うのです。そういうものに對して適用するということですね、これ考えていいんじゃないかというふうに思うのですけれども、その点どうですか。

○政府委員(吉岡裕君) 八丈島の状況が、八丈島といたしまして、いろいろ非常に深刻な問題があるというところは、先生の御発言によりましてはわかるわけでございますが、ただ繰り返しのようになるわけでございますが、天災融資法の発動条件というものを、法律の発動要件として欠いておられますようなことで運用をいたします場合には、やはり適用をするということには非常に困難ではないかというふうに思うわけでございます。ただ、それでは現実にごさいます農家の災害復旧のために必要な資金に對してどう対応するのかという点は、もちろん別途あるわけでございまして、この点につきましては、先ほどお話がありましたような自創資金の適用の問題でございますとか、あるいは東京都がすでに農業近代化資金の上に利子補給を重ねて融資制度を設けておるといふふうなこともございまして、こうした措置をいろいろとすることによりまして、現実の農家の災害復旧のための経営資金に對しては、対応を私どもとしては一生懸命してまいりたいというふうに存するわけでございます。

○春日正一君 いまの話も、別途救済の道があるということなんですかけれども、しかし物の考え方として、この法律どおりには、この天災融資法というのは八丈には適用しようがないでしよう、これは。国民経済に重大な影響を及ぼす程度の災害というのですからね。八丈島の農業がみんなつぶれたってそういうことにはならぬのだから。しかし、激甚災害というものは以前はそういう規模で考えられておったのです。今度の五号、六号みたいな相当広い範囲にわたって、しかも大規模な災害があつた場合に激甚災害として指定されるということで、一つの村とか、一つの盆地とかというふうなところで激甚災害を受けた場合にはこれは適用にならぬということ、これじゃ不便で困る困るということがござんせん問題になつて、結局局地激甚という概念ができてきたわけでしょう。それでそれによって救われる。そういうことになると、この天災融資法というものはやは

○政府委員(大河原太一郎君) 先にお話を承れば北海道だけ申し上げたのですが。

北海道につきましては、六号台風等によって規格外米の発生が予想されまして、当初は一万トンを超えるというようなお話でございましたが、現在、生産者の五等以上の規格米にしようという調整の努力その他で流動的でございますが、最近の時点ではわれわれが承知しておりますのは、主食用として配給可能な数量が約二千トンであらうと、それ以外に主食用として配給がむずかしいというものが千トンを超えるのではないかとというような数字を報告を受けております。

○春日正一君 そうすると、その規格外の米はあれですか、農民が全量政府で買ってほしいと、自治体もそういうように陳情しておるわけですが、政府としてはどういう方針ですか、お聞かせ願いたいのですが。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げますが、これにつきましては、従来、災害でない場合は、規格外米でございますとくず米なり特定低品位米として生産者が実需者に直接売り渡しまして処理しておりますが、災害でございますのでこれを政府としても処理しなくちゃいかぬ。その場合にはやはり自主流通米として規格を設定して農家に売っていただく方が、政府が規格外米として買入れるよりも農家の手取りが多いというように、まず自主流通米として処理していただくというのを取り扱いでございまして、現在の北海道なりその他のその以前に起きた各被害県におきましてもそのような措置をとっておるわけでございます。

○春日正一君 つまり、自主流通米として売るときは農家に奨励し指導しておいでになるし、同時に、卸売業者というんですか、そういう方にもそういう形で指導しておいでになるという事は聞いているんですよ。だから、それで、政府に売るよりはいい値段で全部売ってしまった問題は無いわけですが、しかし、残ったものはどうするかということですね。

○政府委員(大河原太一郎君) 段々のお尋ねがございまして、天災融資法の適用を受けるような被害地域等におきましては、自主流通米によって最善の努力をしておきたいけれどもなおその処理が困難な主食用の配給可能な米につきましましては、政府としても、従来もそうでございまして、一定の規格を設定してこれを買入れられて被災農家の方に御不安を与えないというように処理を進めておるわけでございます。今度も、北海道の被害米の処理の実情を見まして適切に対処したい、このように考えております。

○春日正一君 私、これを準備する過程でお聞きしたんですが、まあ、食糧になる分は買うというふうに聞いたんですよ。食糧にならぬ分がどうなるか、それがまあ農民が一番心配してらるんですよ。自主流通で売れていく程度のものなら心配ないけれども、もっと被害が大きくと食糧として売れない。しかも、自主流通みたいな形で出せば、いわゆる鳥のえさか豚のえさというように、安く買いたたかれてしまはせぬかというように、非常に不安を持って政府に救済を求めておる。そういうものはどう扱いますか。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。食糧庁、食糧の方で買ひ上げますのは、やはり、たてまえて主食用として配給可能なものということで、従来は等内あるいは規格の適格米を買ひ入れるわけですが、繰り返すようでございますが、災害でございますので規格外のものも設定して買ひ入れたい。そのような主食用として配給も可能でないものにつきましては、やはり特定低品位米その他として、あるいは米の米粉とかあるは菓子とか、そういう実需者にこれを売り渡すような指導をしております。従来もそれで片づけてきたということで、その場合においては、現地の食糧事務所におきましてもあつせんなりあるいは品質区分等の指導というように、万全を期しまして処理してきたというのが、従来もそうでございます。今度もそのような措置で取り扱いたいというように考えております。

○春日正一君 そうすると、二つありますけれども、一つの方は、食糧として配給できるものは政府が買ひ上げになると、そういう場合に値段はどのくらいで買い入れるんですか。

○政府委員(大河原太一郎君) これは等外規格外米でございますので、やっぱり一等から五等までの本来の政府買入れ価格の規格よりも、その被害米の混入率とかあるいは未熟米の混入率とか、いろいろな農産物検査規程に照らした規格を設定して、その規格に基づく価格を決めるということになっておりますが、最近の例をちょっと申し上げますと、従来、四十九年度も若干のその災害米を買ひ上げておりましたが、その災害米に生産者価格の本年のアップ率、そういうものをめどにいたしまして価格を設定しますが、規格米よりも品位が落ちますので、その点は割り引かれるということとはやむを得ないかと思ひます。

○春日正一君 大体五等米というのが一番低いんですよ。それからそれに準ずる程度の値段では買ひ上げられるというふうに理解していいですか。もつと下と低いんですよ。

○政府委員(大河原太一郎君) 大体、この数年の例を見ますと七割程度でございます。

○委員(和田静夫君) 時間です。……

○春日正一君 ええ、私もうまめます。それで、災害を受けて非常な打撃を受けているわけですが、農業経営の上でも、だから、そもそもの災害は、ということから論じなければならぬことですね。もう時間ですから省きますけれども、今度の災害ね、これは大臣も聞いておいてもらいたいですけれども、というのには、私現地へ三日行って聞きました。自治体でもまた農民でも言っておること、とにかく石狩川の堤防の整備が悪いということ、内水排除の設備が不十分だということ、しかもその不十分な施設さえ十分な管理運用がなされてなくて、そのミスなんかのために余分な被害も起こして、そのために堤防を切らなければならぬような事態

も起こつておると、そういう意味で現地の農民も言っておるし、自治体の人々も言っておるけれども、これは単なる天災ではないと、もちろん天災というものはあつたんだけれども、それにプラス政治の災い、政災だということに言っております。だから当然政府としてこの被害を受けた農民に最低限の救済をするというだけの責任は私はあると思ひます。だから当然——この論はもうやりましたけれども、そういう責任はあるはずだということなら、この災害で被害を受けた、水につかたために質が悪くなったお米を、まあ一等米の値で買ひ入れは言わぬけれども、せめて最低の五等ないしそれに準ずる若干安い程度のお金で買ひ上げるといふのが政府の責任ある態度じゃないのか。もう一つは、それでも売れない、いわゆる何と言ふんですか低品位米ですが、そういうようなものにしても、まさにこういふ米ができたことが最大の被害ですね。米の質が悪くなつて売り値が下がったということが被害の程度をはかるものだから、まさにそういう一番悪い米が出た人たちが一番の被害者なわけですね。そうしたらその人たちの救済という手だてを考へるのが政治というもののじゃないのか。だからそういう意味で、私はこの米というものがあつても入らないんですよ。もうこれ以上、私、もつと詳しく立ち入って言うつもりでしたが、大分時間も経過して皆さんに御迷惑をかけているからここで打ち切ろうと思ひますけれども、この問題だけははっきりしておきたい。つまり、そういう低品位米ができて、農業共済の場合、これは共済の対象にはならないですね、実際問題として。そうして政府の買ひ上げの対象にもならぬということになれば、踏んだりけつたりじゃないですか。だから、そういうものこそ政府が適当な値段で買ひ上げて、そうして農民に対して損失をできるだけ少なくしてあげると、そうしてそういうものを政府が製粉業者にでも製菓業者にでもさばいたらよろしい。だからその辺ですね、その辺の辺の考え方、これは政治の問題ですから大臣にお聞きしま

すが、局長に聞いてもあれですから。そういうふうな問題、つまり災害を受けて米の質が悪くなったと、それをまあ食糧になるものは買おうとすれば、悪くはなっておるけれども相当いわゆる歩をつけて買つてあげなきゃならぬ筋のものですと、食糧にならぬような、米にひどい災害を受けた人には、やはりそういうものを救うという意味で、適正な値段でこれを政府が買い上げてやると、そうしてそれをまあ製業者なり何なり使るところへ政府として売ってやると、そうしてその差額は一般会計で埋めていくというようなことを考えられないのか。一千トンとしてみたつてですね、それで一万円としてみたつて一億数千万で済む計算でしょう。だからそこらの辺を政治としてどうするかと、その答えを農民は期待しておるわけですが、そこをお聞きして私は質問を終わりたいと思いますから、ひとつお願いします。

○國務大臣(安倍晋太郎君)　まあ天災といいますが、災害を受けられたこの被害者の皆さん方が大変お気の毒であるわけでございます。特に農民の皆さん方にとりましては農作物が甚大な影響を受けるわけですから大変お気の毒でありますし、まあそういう方々の御要望にこたえてわれわれとしても災害対策を進めておるわけでありますし、この天災融資法の改正をお願いしておるのも、現在の情勢から見て融資限度も倍額に上げなきゃならぬと、それも六号、五号にさかのぼって適用すべきであるという考え方から実はお願いをして、こうして御審議をいたしていただいておりますわけですが、そういうことでですから、いろいろの問題はあるわけですが、政府としては、この災害に対する対策としては、できる限りのことはしなきゃならぬと思つておるわけでありますし、先ほど食糧庁長官が申し上げましたような等外規格外米につきましても、食糧になるものは、食糧庁としてはこれまでの被害、災害のときもそうです、積極的にこれを買ひ上げると、その他の米についてはあつせん等を積極的に行うということになつておるわけですが、しかし、こ

れはただこういうことで食糧庁として努力しておるだけではなくて、農産制度等もあるわけでありまして、災害が起つた場合においてはそれを救済するという制度等もあわせてこれを運用いたしまして、そして農民の皆さんの被害ができるだけ少なく、さらにこれが救済されるように全力を挙げておるわけでありますし、この最近に起つた天災等につきましては、そういう考え方から全力を尽くしておるのが今日の現状でございます。

○委員長(和田静夫君)　他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(和田静夫君)　御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(和田静夫君)　全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(和田静夫君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十八分散会

十月十八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「四十万円」を「八十万円」に、「七十万円」を「百四十万円」に、「百万円」を「二百万円」に、「五百万円」を「千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、同条第八項中「五百万円」を「千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「四十万円」を「八十万円」に、「七十万円」を「百四十万円」に、「百万円」を「二百万円」に、「五百万円」を「千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に、「五十万円」を「百万円」に、「八十万円」を「百六十万円」に、「百二十万円」を「二百四十万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に、「二千五百万円」を「三千万円」に改める。

第十五条第一項中「二百万円」を「四百万円」に、「六百万円」を「千二百万円」に、「こえな」を「超えない」に改める。

第十七条第一項中「(以下次条において「被災私立学校施設」という。)」を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第一項又は第三項の規定による指定のあつた天災及びこの法律の施行前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第二項の規定により同法第八条第一項若しくは第二条又は第十五条に規定する措置が指定された災害に関しては、なお従前の例による。

昭和五十年十月二十七日印刷

昭和五十年十月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W